

大通達甲（交）第2号
大通達甲（警）第3号
大通達甲（刑）第2号
令和2年2月25日

| | |
|------|--------|
| 簿冊名 | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年 |

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察交通捜査実務研修要綱の制定について（通達）

県民の期待と信頼に応える力強い交通警察を確立するため、別添のとおり、「大分県警察交通捜査実務研修要綱」を定めたので、所期の目的が達成されるように努められたい。

（交通企画課企画係）

（警務課人事係）

（刑事企画課情報分析係）

（交通指導課交通事故捜査・鑑識係）

別添

大分県警察交通捜査実務研修要綱

第1 目的

この要綱は、若手交通警察官の早期育成を図るとともに、緻密かつ適正な交通捜査を実現し、県民の期待と信頼に応える力強い交通警察を確立するため、交通部交通指導課に配置する交通捜査実務研修員（以下「研修員」という。）の選考基準等を定めるとともに、研修員に対し、交通捜査実務研修（交通事件捜査、交通事故事件捜査及び交通鑑識並びに犯罪捜査の支援の実務に関する専門的な知識及び技術を修得させるための実践的な研修（以下「研修」という。))を組織的かつ系統的に推進し、優れた交通捜査官を育成するために必要な事項を定めるものとする。

第2 交通捜査実務研修運営委員会

- 1 研修の効率的な運営を図るため、警察本部に交通捜査実務研修運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 委員長 交通部長
 - (2) 副委員長 交通部参事官
 - (3) 委員 警務部警務課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長、交通部交通指導課長、交通部交通規制課長、交通部運転免許課長、交通部交通機動隊長及び交通部高速道路交通警察隊長
- 3 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
 - (1) 研修員の候補者（以下「研修候補者」という。）の選考に関すること。
 - (2) 研修の内容及び方法の審議に関すること。
 - (3) 研修を修了した者の人事配置の意見に関すること。
 - (4) 研修に必要な予算に関すること。
 - (5) その他委員長が必要と認めること。
- 4 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員会の庶務は、交通部交通企画課において処理する。

第3 研修候補者の選考

- 1 所属長は、交通捜査実務研修員候補者基準（別表1）に該当すると認められる者があるときは、交通捜査実務研修員候補者推薦書（別記様式）により、毎年12月末日までに委員会に推薦するものとする。
- 2 委員会は、前記1により推薦を受けた者について、書面審査、面接考査等により、研修候補者を選考するものとする。

第4 研修員の指定及び解除

研修員の指定及び解除は、警察本部長が行う。

第5 研修の期間等

- 1 研修員の研修期間は、おおむね2年とする。
- 2 研修員は、交通部交通指導課において、交通事件捜査、交通事故事件捜査及び交通鑑識に関する知識及び技術を業務を通じて修得するものとする。ただし、研修員に指定されてから1年間は、刑事部刑事企画課において、犯罪捜査の支援に関する知識及び技術を業務を通じて修得するものとする。

第6 研修指導体制

研修を組織的かつ系統的に推進するため、総括指導責任者、指導責任者、指導担当者による交通実務研修指導体制を設置するものとし、その体制、任務等については、交通実務研修指導体制表（別表2）のとおりとする。

第7 検討会の開催

総括指導責任者は、必要に応じて、指導責任者、指導担当者及び研修員を招集した検討会を開催し、研修の効果等を確認するとともに、今後の研修内容等について検討を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

別表 1

交通捜査実務研修員候補者基準

| 項 目 | 基 準 内 容 |
|--------|---|
| 年 齢 | 原則として、巡査部長にあつては35歳未満、巡査にあつては30歳未満であること。 |
| 実務経験年数 | 原則として、交通部門の専務係の実務経験が1年以上であること。 |
| 素 質 | 交通警察活動に対して誇りと熱意を有していること。 |

別表 2

交通捜査実務研修指導体制表

| 体 制 | | 任 務 |
|-----------|---|--|
| 総括指導責任者 | 交通部参事官 | 研修員に対する指導を総括する。 |
| 指 導 責 任 者 | 刑事部刑事企画課長及び 交通部交通指導課長 | 研修員に対する指導を監督する。 |
| 指 導 担 当 者 | (犯罪捜査支援担当者) 警部補の階級にある警察 官のうち、刑事部刑事企 画課長が指定したもの | 刑事部刑事企画課における研修員に対する 指導を担当し、犯罪捜査の支援に関する知識 及び技術について、実務を通じた実践的な指 導を行う。 |
| | (交通事件等担当者) 警部補の階級にある警察 官のうち、交通部交通指 導課長が指定したもの | 交通部交通指導課における研修員に対する 指導を担当し、交通事件捜査、交通事故事件 捜査及び交通鑑識に関する知識及び技能につ いて、実務を通じた実践的な指導を行う。 |

別記様式

| | | | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------------------|------------|-------|
| 第 号 年 月 日 | | | | | | |
| 交通捜査実務研修運営委員会委員長 殿 (所 属 長 名) 交通捜査実務研修員候補者推薦書 | | | | | | |
| 係 名 | 階 級 | 氏名 (ふりがな) | 生年月日 | 年 齡 | | |
| | | | | | | |
| 身 上 | 拝命(経験年月) | | 年 月(年 月) | 交通専務実務経験 | 年 月 | |
| | 現所属配置(同上) | | 年 月(年 月) | 昇 任 試 験 等 | 巡 査 部 予備合格 | 回 |
| | 現係配置(同上) | | 年 月(年 月) | | 一 次 合 格 | 回 |
| | 学 歴 | 高 校 | 高 校 科 卒・退 | | 合 格 年 月 日 | 年 月 日 |
| | | 大 学 | 大 学 科 卒・退 | | 昇 任 年 月 日 | 年 月 日 |
| | | | | 警 部 補 予備合格 | 回 | |
| | | | | 一 次 合 格 | 回 | |
| | 住 所 | | | | | |
| | 職 歴 | | | | | |
| | 配偶者有無 | | | | | |
| 勤 務 経 歴 | 所 属 | 階 級 | 係 名 | 発令年月日 | 経験年月 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 所 属 長 意 見 | | | | | | |